

スクールカウンセラー事業

心の支援課

1 事業目的

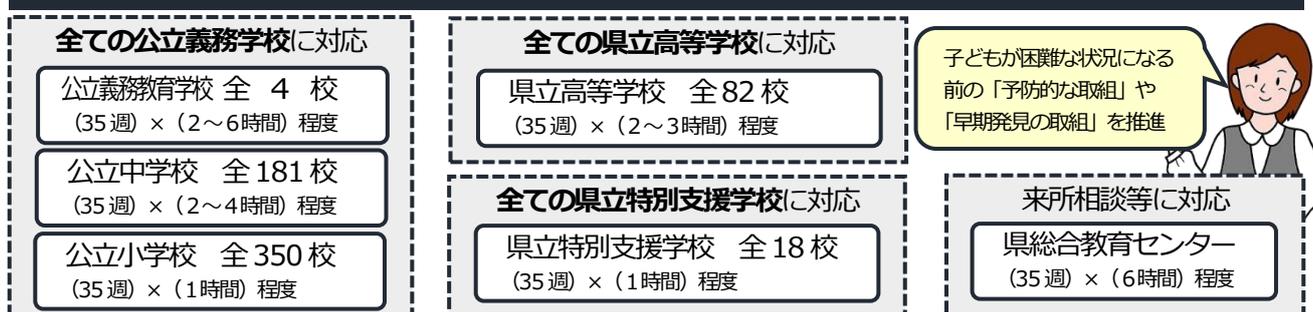
全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、学習に取り組めるよう、児童生徒の不安や悩みを早期に発見し、適切かつ迅速に対応できるスクールカウンセラー（公認心理師、臨床心理士等）を配置し、各学校における教育相談体制の充実を図る。

2 事業内容

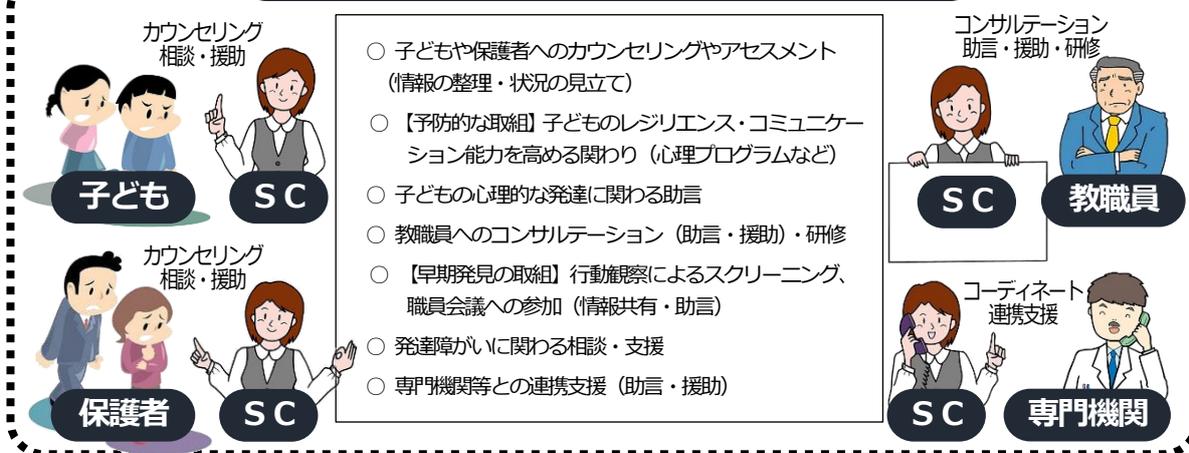
(1) 相談支援業務

- 児童生徒及び保護者等を対象とした相談・支援
- 教職員を対象とした助言・援助・研修等
- 専門機関等との連携支援及び連携に関わる助言・援助

教育事務所や市町村教育委員会等との連携により「チームとしての学校教育相談体制」を推進



スクールカウンセラーの役割 (活動イメージ)



(2) 予防的な取組・早期発見の取組の実施

ストレスマネジメント等の心理プログラムの実施や、学年会等に参加し医療的な支援を必要とする子どもの早期洗い出しによる未然予防・早期支援を、全ての公立小・中・義務教育学校で実施する。

(3) 子どもの居場所における支援の実施

不登校等で、カウンセリングを受けたくても学校でカウンセリングを受けられない子どものために、スクールカウンセラーによる家庭・教育支援センター等の子どもの居場所への訪問支援を実施する。

(4) 「学校を通さずに」自由に相談できる体制づくり及び緊急対応カウンセリングの実施

子どもが休み時間等を利用して「学校を通さずに自由に」スクールカウンセラーに相談できる、「学校常駐型派遣」を実施する (高等学校7校において140時間/年)。また、緊急事態 (自殺や自殺未遂等) の発生時に、スクールカウンセラー等を派遣する。

(5) 連絡会議・研修会等の実施

スクールカウンセラーとの情報共有や資質向上を図るため、連絡会議及び研修会を実施する。(年2回)

3 令和4年度予算額 1億9,915万1千円

スクールソーシャルワーカー活用事業

心の支援課

1 事業目的

いじめ、不登校、暴力行為などの背景にある家庭的な問題に対応するため、社会福祉や精神保健福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを配置し、地域や専門機関等と連携して困難を抱える児童生徒を取り巻く環境の改善に向けた総合的な支援を行う。

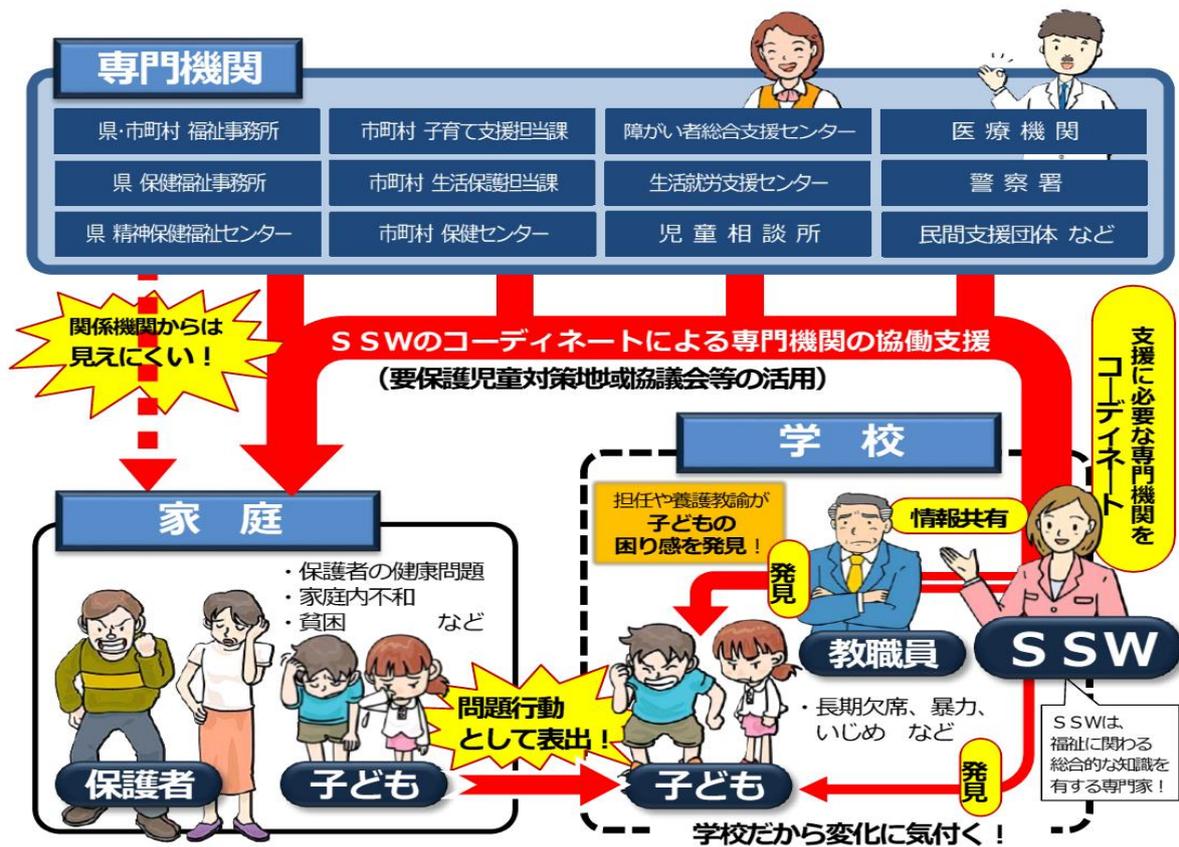
2 事業内容

5教育事務所（東信、南信、南信飯田、中信、北信）にスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、教育事務所に「いじめ・不登校地域支援チーム」を組織し、教育事務所長の指示により市町村教育委員会や学校からの派遣要請に応じ、生徒指導専門指導員やいじめ・不登校相談員等と協力して、学校だけでは解決困難なケースに対応する。また市教育委員会への派遣を拡充し、市の福祉部局と連携して早期発見、早期支援のネットワーク構築を目指す。

各教育事務所に経験豊富なスクールソーシャルワーカーによるスーパーバイザー指導体制を構築し、多様化・複雑化するケースを迅速・的確に支援する。

【スクールソーシャルワーカーの主な業務】

- ・福祉に関する専門的な助言を必要とするケースに介入し、関係機関との連携や調整を行う。
- ・地域における支援体制の整備を図る。（要保護児童対策地域協議会の活用）



3 令和4年度予算額 1億618万9千円

【拡充内容】	令和2年度	令和3年度	令和4年度
配置時間（総時間数）	20,322 時間	21,383 時間	22,350 時間
配置人数	35人	35人	37人

(参考) H21: 4人 → H22: 5人 → H25: 8人 → H28: 18人 → H29: 24人 → H30: 30人 → R1: 36人